

登園届(保護者記入)

蓮昌寺こども園園長様

組

園児名

病名 []

(医療機関名) において、病状が回復し、集団生活に支障がない
状態と判断されましたので、令和 年 月 日から登園いたします。

令和 年 月 日

保護者氏名

こども園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。集団での感染症の発症や、流行を出来るだけ防ぐことはもちろん、1人ひとりの子どもが一日快適に生活できることが大切です。下記の感染症については、登園の目安を参考に、かかりつけの医師の診断に従い、「登園届」の提出をお願いします。なお、こども園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するように配慮ください。

★インフルエンザ、新型コロナ感染書と診断されたら、この用紙と、別紙「健康観察記録表」の提出も必要です。

○医師の診断を受け、保護者が記入した「証明書」が必要な感染症

病 名	登園のめやす
溶連菌感染症	医師の判断による。抗菌薬内服後、24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタウイルス 等)	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態がよいこと
伝染性紅斑(リンゴ病)	全身状態がよいこと
突発性発疹	解熱し、機嫌がよく、全身状態がよいこと
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱、潰瘍の影響なく普段の食事がとれること
手足口病	発熱や口腔内の水疱、潰瘍の影響なく普段の食事がとれ、かつ日常生活に支障のないこと
伝染性膿痂疹(とびひ)	医師の判断による ・患部を覆えない場合は、感染のリスクが高まるため、登園を控えてください。
★インフルエンザ	発症した日を0日目とし5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
★新型コロナウイルス感染症	発症した日を0日目とし5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで
带状疱疹	すべての発疹がかさぶた化してから

コピーして使用してください。